

## 砥部町広告事業掲載基準

令和3年3月30日

砥部町告示第80号

(趣旨)

第1条 この告示は、砥部町広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条に規定する基準として定めるものであり、広告掲載の可否は、この基準に基づき要綱第8条に規定する審査会において行うものとする。

(広告全般に関する基本的事項)

第2条 掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報であり、信頼性を有するものでなければならない。

2 広告掲載に当たっては、必要に応じて、広告内容に関する責任の帰属及び必要な事項を注記するものとする。

(広告媒体ごとの基準)

第3条 この告示によるもののほか、広告媒体の性質に応じ、内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に定めるものとする。

(規制業種又は事業者)

第4条 次に掲げる業種又は事業者（以下「広告主」という。）に係る広告は、掲載しないものとする。広告掲載中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制されるもの
- (2) 消費者金融に関するもの
- (3) たばこに関するもの
- (4) ギャンブル（宝くじに係るものを除く。）に関するもの
- (5) 法律に定めのない医療類似行為に関するもの
- (6) 法令等に違反した者
- (7) 町から指名停止措置を受けている者又は町から不利益処分を受けている者
- (8) 暴力団又は暴力団の構成員として認めるに足りる相当な理由がある者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広告主として不適当と認められる者

(掲載基準)

第5条 次に定めるものは、広告掲載しないものとする。

- (1) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大広告及び根拠のない表示や誤認を招く表現

例：「日本一」「一番安い」

イ 射幸心をあおるもの

例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次がないという意味）」等

- ウ 人材募集項目については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
  - エ 虚偽の内容を表示するもの
  - オ 法令等で認められていない業種、商法、製品
  - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
  - キ 責任の所在が明確でないもの
  - ク 公共機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等を行っているかのような表現をしているもの
- (2) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係なもの。ただし、表示する必然性がある場合は、その都度可否を検討する。
  - イ 暴力や犯罪を肯定し、助長する表現
  - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反する表現
  - エ わいせつな表現
  - オ ギャンブル等を肯定するもの
  - カ 青少年の人体、精神、教育に有害なもの

2 業種ごとの具体的基準については、広告媒体の主管課が別表の各項目に基づき、掲載の可否及び内容を審査する。この場合において、内容の訂正又は削除が必要な場合には広告主に依頼することとし、広告主は正当な理由がない限り訂正又は削除に応じなければならない。

(屋外広告に関する基準)

第6条 次に定める屋外広告は、掲載しないものとする。

- (1) 街の美観を損なうおそれのあるもの
- (2) 交通の安全を阻害するおそれのあるもの

2 その他屋外広告に関する具体的基準については、愛媛県屋外広告物条例を遵守するものとする。

(ホームページに関する基準)

第7条 ホームページへの広告掲載に関しては、リンクしているホームページの内容についても、要綱及びこの告示を適用するものとする。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（掲載基準）

業種等	掲載基準
1 人材募集広告	① 違法行為の勧誘や斡旋の疑いのあるものは掲載しない。 ② 商品、材料及び機材の売り付けや資金集めを目的としているものは掲載しない。 ③ 労働基準法等関係法令を遵守していること。
2 語学教室等	安易さ、授業料等の安価さを強調するものは掲載しない。 例：1箇月で確実に習得できる 等
3 学習塾、予備校等 （専門学校含む）	① 合格率などの実績を載せる場合は、実績年も併せて掲載する。 ② 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。
4 外国大学の日本校	次の主旨を明確に掲載する。 「この大学は、日本の学校教育法に定められる大学ではありません」
5 資格講座	① 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で講座を設け、あたかも国家資格であり、各企業が労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は掲載しない。次の主旨を明確に掲載する。 「この資格は国家資格ではありません」 ② 行政書士講座などの講座には、講座だけで国家資格が取れるような紛らわしい表現は掲載しない。次の主旨を明確に掲載する。 「資格取得には、別に国家資格を受ける必要があります」 ③ 商品、材料、機材の売り付けや資金集めを目的としているものは掲載しない。 ④ 受講費用が全て公的給付でまかなえるかのように誤認されるものは掲載しない。
6 医業若しくは歯科 医業、病院、診療所 助産所	① 医療法第6条の5及び6条7の規定により広告できる事項以外は、一切掲載できない。 ② 提供する医療の内容が、他の医療機関等と比較して優良である旨を掲載してはならない。 ③ 提供する医療の内容に関して、虚偽又は誇大な広告は掲載しない。 ④ 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。 ⑤ 写真については、病院の全景や当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に密接に関わるものは掲載できない。 ⑥ マークを用いることはできるが、そのマークの内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマークや名称は自由に掲載できない。

<p>7 施術所 (あん摩マッサージ 指圧、針灸、柔道 整復等)</p>	<p>① あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条又は柔道整復師法第24条の規定により広告できる事項以外は、一切掲載できない。</p> <p>② 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は掲載できない。</p> <p>③ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載できないため、業務内容の確認を必ず行う。</p>
<p>8 薬局、薬店、医薬品 医薬部外品、化粧品 医療用具等</p>	<p>① 医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載すること。</p> <p>② 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第66条から第68条の規定及び厚生労働省の医薬品等適正広告基準の規定並びに各法令所管省庁の通知等に定められた規定に反しないこと。</p>
<p>9 いわゆる健康食品、 保健機能食品、特別 用途食品</p>	<p>① 健康増進法第65条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条、食品衛生法第20条並びに各法令の所管行政庁の通知等に定められた規定に反しないこと。</p> <p>② 食品については、食品表示法に基づく食品表示基準に基づいて表示すること。</p> <p>③ 健康食品は、医薬品と誤認されるような効能・効果について表示できない。</p> <p>④ 保健機能食品及び特別用途食品については、広告内容が国及び法令により認められている表示事項の範囲を超えていないこと。かつ、法令等により定められている表示すべき事項が記載されていること。</p>

<p>10 介護保険法に規定するサービス、その他高齢者福祉サービス等</p>	<p>① サービス全般（老人保健施設を除く）</p> <p>ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤認を招くものは掲載しない。</p> <p>イ 広告媒体主体への掲載は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>ウ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くようなものは掲載しない。（例：砥部町事業受託事業者）</p> <p>② 有料老人ホーム（①に規定するものの他）</p> <p>ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項は全て掲載する。</p> <p>イ 所管都道府県の指導に基づいたものである。</p> <p>ウ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成 16 年度公正取引委員会告示第 3 号）」に抵触しない。</p> <p>③ 有料老人ホーム等の紹介業</p> <p>ア 広告媒体主体への掲載は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くようなものは掲載しない。</p> <p>④ サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>ア 高齢者の居住の安定確保に関する法律第 15 条及び当該施設の所管都道府県、指定都市又は中核市の「サービス付き高齢者向け住宅運例指導指針」に規定する事項を遵守すること。</p> <p>イ 本基準第 6 条 2 項「12 不動産事業」の規定を遵守すること。</p> <p>⑤ 介護老人保健施設</p> <p>介護保険法第 98 条の規定を遵守すること。</p>
<p>11 墓地、霊園（納骨堂を含む）等</p>	<p>① 管轄都道府県又は管轄市区町村の許可を取得すること。</p> <p>② 管理運営が宗教団体等によるものではないこと。</p> <p>③ 特定の宗派のみの受け入れなどではないこと。</p> <p>④ 広告掲載内容については以下の事項を表示すること。</p> <p>ア 墓地等の名称、所在地、交通</p> <p>イ 経営主体・管理者の名称、所在地、電話番号、許可年月日、許可番号</p> <p>ウ 総区画数、販売区画数、1 区画あたりの面積</p> <p>エ 永代使用（供養）料、管理料、墓石などにかかる代金</p>

12 不動産事業	<p>① 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、許可免許証番号等を掲載する。</p> <p>② 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引態様、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を掲載する。</p> <p>③ 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。</p> <p>④ 契約を急がせるものは掲載しない。</p> <p>例：早いもの勝ち、残り戸数あとわずか 等</p>
13 弁護士、税理士 公認会計士等	<p>掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p>
14 旅行業	<p>① 登録番号、所在地、補償の内容を掲載する。</p> <p>② 不当表示の疑いがあるものは掲載しない。</p> <p>例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真 等</p> <p>③ その他広告表示について旅行業法第 12 の 7 及び 8 並びに旅行業公正取引協議会の公正競争規約に反しないこと。</p>
15 通信販売業	<p>返品等に関する規定が明確に掲載されている。</p>
16 雑誌、週刊誌等	<p>① 適正な品位を保った広告であること。</p> <p>② 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであり、不快感を与えないものであること。</p> <p>③ 性犯罪を誘発又は助長するような表現（文言、写真）のあるものは掲載しない。</p> <p>④ 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現があるものは掲載しない。</p> <p>⑤ タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。</p> <p>⑥ 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快感を与えないものであること。</p> <p>⑦ 未成年又は心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として掲載しない。</p> <p>⑧ 公の秩序や善良な風俗に反する表現のあるものは掲載しない。</p>

17 映画、興行等	<p>① 暴力、賭博、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。</p> <p>② 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。</p> <p>③ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。</p> <p>④ 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は掲載しない。</p> <p>⑤ ショッキングなデザインは掲載しない。</p> <p>⑥ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。</p> <p>⑦ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を掲載する。</p>
18 古物商、リサイクルショップ等	<p>① 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。</p> <p>② 一般廃棄物処理業に係る町長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨を掲載できない。</p> <p>例：回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄 等</p>
19 結婚相談所、交際紹介業	<p>① 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を掲載する。</p> <p>② 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p> <p>③ 公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えていること（一般財団法人 日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを取得している等）。</p>
20 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	<p>① 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p> <p>② 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。</p>
21 募金等	<p>① 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。</p> <p>② 次の主旨を明確に掲載する。</p> <p>「〇〇募金は、〇〇県知事の許可を受けた募金活動です。」</p>
22 質屋、チケット等再販業者	<p>① 個々の相場、金額等は掲載しない。</p> <p>例：〇〇〇のバッグ 50,000 円、航空券 東京～福岡 10,000 円 等</p> <p>② 有利さを誤認させるようなものは掲載しない。</p>
23 トランクルーム及び貸し収納業者	<p>① 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。</p> <p>② 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は掲載しない。</p> <p>また、次の主旨を明確に掲載する。</p> <p>「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」</p>
24 ダイアルサービス	ダイアルQ2のほか各種のダイアルサービスは内容を確認のうえ判断する。
25 ウイークリーマンション等	営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

<p>26 金融商品</p>	<p>① 投資信託等</p> <p>ア 将来の利益が确实・保証されているような表現がないこと。また、利益について記載する場合は必ず予想に基づくものであることを明示すること。</p> <p>イ 元本保証がない旨等のリスクを、目立つようにわかりやすく表示すること。</p> <p>② 商品先物取引及び外国為替証拠金取引（FX）等</p> <p>ア 監督行政庁等の許可・登録等の商品取扱いに必要な資格を持った事業者であること。なお、名称や登録番号、業界団体会員であることは必ず明記すること。</p> <p>イ 安全・確実性や有利性等を強調し、投機心をいたずらに煽るものでないこと。</p> <p>ウ 利益保障がないこと及び損失が生じる可能性があること等のリスクを、目立つようにわかりやすく表示すること。</p> <p>③ その他金融商品</p> <p>当該金融商品の内容に応じ、本項①及び②の規定を準用する。</p>
<p>27 調査会社・探偵事務所</p>	<p>掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p>
<p>28 占い、運勢判断に関するもの</p>	<p>① 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p> <p>② 占いや運勢判断に関する出版物は、その都度判断する。</p> <p>③ 料金や販売について明示する。</p>
<p>29 規制業種又は事業者以外の内容の広告</p>	<p>本基準第4条で定める規制業種又は事業者に該当するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。</p>
<p>30 その他、表示について注意を要すること</p>	<p>① 割引価格の表示</p> <p>割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を掲載する。</p> <p>例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等</p> <p>② 比較広告（根拠資料が必要）</p> <p>主張内容が客観的に実証されていること。</p> <p>③ 無料参加、体験ができるもの</p> <p>費用がかかる場合があるときは、その旨を掲載する。</p> <p>例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等</p> <p>④ 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告</p>



	<p>広告主の法人格、法人名及び連絡先を掲載する。連絡先は固定電話とし、携帯電話等のみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするため、代表者名を掲載する。</p> <p>⑤ 肖像権・著作権 使用許諾があることの確認ができないものは掲載しない。</p> <p>⑥ 宝石の販売 虚偽の表現の疑いがあるものは掲載しない（公正取引委員会に確認する場合がある）。 例：「メーカー希望小売価格の 50%引き」（宝石には通常メーカー希望小売価格が無い） 等</p> <p>⑦ 個人輸入代行業等の個人営業広告</p> <p>⑧ アルコール飲料 ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に掲載する。 例：「お酒は 20 歳を過ぎてから」 等 イ 飲酒を誘発するような表現の禁止 例：お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿 等</p> <p>⑨ 消費税表記 消費税の課税対象となる商品・サービス等の価格は、原則として、総額表示（税込み価格を表示）とする。ただし、国税庁「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」の適用期限内であれば、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じていれば税込価格を表示することを要しないものとする。 誤認されないための措置例：「10,000 円（税抜）」「10,000 円（本体価格）等</p>
--	---